平成２７年（フ）第８４２７号
東京都世田谷区鎌田２丁目15―11―302
破産者　神谷　英男
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４３１号
東京都調布市国領町５丁目64―29―207
破産者　長田　昭弘
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４４６号
東京都文京区音羽２丁目１番９号
破産者　有限会社呑喜
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４４７号
東京都豊島区南長崎５丁目７―13―201
破産者　志田　吉伸
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８４８９号
東京都中央区銀座６丁目８番３号
破産者　日本ビジネスブレーン株式会社
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５８８号
東京都練馬区石神井町６丁目30番13号、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区石神井町７丁目17番34号
破産者　一岡工芸合同会社
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８５８９号
東京都練馬区石神井町６丁目30―13
破産者　一岡　裕且
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８７７２号
東京都武蔵村山市中原１丁目６－７―305
破産者　長谷川康人
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９２３号
東京都町田市成瀬台１丁目19―９　ベルボナール成瀬台　Ａ―101、開始決定時の住所東京都町田市金森７丁目１－３
破産者　峯田　昇一
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９２４号
東京都町田市成瀬台１丁目19―９　ベルボナール成瀬台　Ａ―101、開始決定時の住所東京都町田市金森７丁目１－３
破産者　峯田　久美
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９２５号
千葉県松戸市上本郷4145―１―202
破産者　高田順子こと　高　　花好
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９４８号
東京都品川区小山３丁目５－７―1103
破産者　山田　寿華
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９５０号
東京都足立区東保木間１丁目22―６―503
破産者　出相　聖二
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９８７号
東京都世田谷区給田２丁目17―12　第６コーポさつき201
破産者　関　　節夫
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０７５号
東京都葛飾区宝町２丁目34―28―202
破産者　茂木　光雄
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０７６号
東京都葛飾区宝町２丁目34―28―202
破産者　茂木　銀子
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２２４号
東京都世田谷区八幡山３丁目16―21
破産者　山口　孝一
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２２５号
東京都世田谷区八幡山３丁目16―21
破産者　山口　慶子
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２３５号
東京都調布市菊野台３丁目17―12
破産者　工藤マサ子
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２６２号
東京都大田区南蒲田２丁目12―21　レオパレス南蒲田第２　105
破産者　武曽　正彦
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３３４号
千葉県松戸市根本85―４　第一京葉マンション103号
破産者　堀内　章弘
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３３９号
東京都台東区元浅草２丁目11―６―203　稲荷町タワー
破産者　桑山　友透
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部